

# 告 示

## 埼玉県告示第三百十号

平成三十一年埼玉県告示第四百五十六号で公示した基本測量は、令和二年三月十九日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕